



小島 智恵
議員
(拓政会)



文科省の調査では平成24年
全国小中高のいじめ認知件

数は19万8108件であり、昭和60年の調査開始以来最多となった。昨年9月、国の「いじめ防止対策推進法」が施行され、町は基本方針策定を進めている。

平成24年体罰に係る実態調査では被害の児童・生徒1万4208人と判明。昨年10月、町内においても体罰が発生し道教委の処分が下され、町教委から委員会報告された。子どもたちを守るため更なる教育現場での対応が求められる。わが町は平成17年から毎月19日を「まくべつ教育の日」に定めている。民生委員からは学校と地域を密にして教育問題に実効性があるが、参加者は少ないと聞く。以下伺う。

(1) なぜ体罰が起きたか。他に起きているか。

(2) 教職員に対する処分のあり方。

(3) いじめ件数、実態。

(4) 「いじめ防止対策推進法」施行後これまでと異なる点や問題点は。

(5) 「まくべつ教育の日」の現状、

問 毎月19日「まくべつ教育の日」のPR強化を

答 い、来てもらえるように努めていきたい

地域の方の参加状況、PR方法。

教育長(1)当該教諭には、体罰は許されない行為であるという自覚があつたものの、児童の気持ちを授業に集中させたいという一心から、不適切な行為に至つたものと認識している。教員間で危機意識を共有している状況にあり、他に体罰はない。

(2)教職員の懲戒処分は、北海道教育庁の賞罰委員会を経て教育委員会会議において決定される。処分に当たっては、道教委が定めた懲戒処分の指針に基づき厳格に処分の内容が決定されている。

(3)全校児童生徒対象のいじめの実態調査結果では平成24年度が5校19件、25年度は4校8件であり、いじめの実態は、「冷やかしの、からかい、悪口を言われる」というものが大半を占めていた。

(4)施行後の異なる点は、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるなどの重大事態への対処については、学校が特別に組

織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、問題解決と再発防止のために必要な措置を講ずるようになった。加えて、

地方公共団体の長は、重大事態が発生した場合「附属機関」を設け、学校設置者などの調査結果について調査を行うことができることとした。問題点をあげるならば、本法の対象となるいじめに対する認識に難しさがあると考えている。

(5)町内の全ての小中学校で、毎月19日を「まくべつ教育の日」として設定し、学校を開放している。

保護者をはじめ、地域住民、民生委員、主任児童委員、教育委員、高校関係者、発達支援コーディネーター、子どもサポーターの方々が来校しており、教育の日に「地域参観日」や食育に関する授業を計画するなど、各学校において工夫を凝らしている。

また、周知用ポスターの作成・配付や公区長会議における説明・PRなどのほか、各学校の玄関にポスターを掲示するとともに、学

校便りやPTA等で積極的な情報発信に努めている。

再質問(1)体罰発生後、心配される事案のため議員全員に報告すべきだったと思うが。**(2)**今回発生した問題点は。**(3)**いじめは解決しているか。**(4)**試行中のQ・U※は今後導入していくか。

答(1)総務文教常任委員会で説明するのが最適と判断した。**(2)**繰り返し指導してきたが、さらに指導を強めて行く。**(3)**いじめは全て解決している。**(4)**検証結果を踏まえ判断していく。

※Q・Uとは
楽しい学校生活を送るためのアンケートのこと。



まくべつ教育の日PR看板



増田 武夫
議員
(日本共産党
幕別町議員団)



最近各地で発生している土砂災害は、災害に備える日頃の対策が重要なことを示している。本町には52カ所（幕別地域49カ所、忠類地域3カ所）の土砂災害危険箇所があるとされており、6カ所が特別警戒区域に指定されている。こうした情報を町民と共有し災害に備える必要がある。次の点について伺う。

(1)本町には、土砂、地震、洪水の三つのハザードマップがあるとされているが、ホームページで公表されているのは、洪水ハザードマップのみである。他はどうなっているか。

(2)ホームページを見直し、情報を常に町民と共有できるように改善すべきだ。

(3)豪雨時の「避難勧告」などの避難誘導のマニュアルは整備されているか。それに基づく日頃の訓練はされているか。

(4)新しい防災マップなどを掲載した冊子を全戸に配布すべきと思うが。

問 町民と情報を共有し防災に万全を

答 今年度中に「防災のしおり」の改訂版を全戸配布する

(5)地域の自主防災組織の組織化は進んでいるか。町民一人一人が防災の担い手になれるよう手だてを。

町長 (1)・(2)・(4) 本年5月に幕別町地域防災計画を修正したことに伴い、今年度中に「幕別町防災のしおり」の改訂版を作成し、全戸に配布する予定である。このしおりの中に「土砂災害危険箇所ハザードマップ」と地震に係る「揺れやすさマップ」を掲載する予定であり、併せて町のホームページにも掲載して周知を図り、町民との情報の共有に努めていきたいと考えている。

町のホームページにおける防災情報について、住民が迅速に必要な情報を得ることが重要であると考え、9月1日にホームページトップ画面に「防災情報」のアイコンを新たに設け、防災関連情報をすぐに閲覧できるよう見直した。また、平時には表示されていないが、災害時には表示されている「緊急情報」としてその内容を

表示し、適宜、町民に対して情報を発信できる仕組みとしている。



「防災情報」のアイコン（赤色表示）を押すと防災関連情報をすぐに閲覧できるようになった町ホームページ

(3)災害時の対応を実際に行う際の留意点やポイント、具体的な行動手順を明確にし、地域の災害対策を向上させるために「防災対応マニュアル」等を策定済みである。

現在、防災計画との整合性を図るべく各種マニュアルの見直しを進めており、今回新たに災害時の職員の初期行動に対する「初期対応マニュアル」も追加する予定としている。

防災訓練について本年度は、職員に対し災害時の対応が迅速に図られるよう幕別町地域防災計画や各種マニュアル等に基づき重点的に研修を実施していく予定であり、町民を対象とした防災訓練

については、各公区や自主防災組織で実施する訓練に対して、助言、支援等を行っている。

(5)自主防災組織は114公区のうちの35公区で組織され、組織率は30・7%であるが、全世帯数に対する公区の世帯数の割合は、52・1%に達している。今後も組織化を推進していくために公区長会議などの機会を捉え、未組織公区に対し働きかけを行っていく。

再質問 災害担当の職員が限られる中、いざというときは日頃の訓練がものをいう。また、ホームページや防災マップなどの情報は分かりやすく町民の理解を得られるものでなければならぬ。工夫した取り組みが求められるが。

答 災害意識を持ち体制を十分強化し進めていく。また、現在作成中のハザードマップについて過去より見やすくなるように、新聞を広げたぐらいの大きさにし、それを折り込んで、防災のしおりと一緒に配布するよう計画している。



岡本眞利子
議員
(政風クラブ)



戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75才以上

になる2025年には、全世帯に占める高齢者のみの単身及び夫婦の世帯割合は2010年の20%から26%になると予測されている。

超高齢化社会になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要である。地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で一体的に医療や介護など支援サービスを受けられるシステムであり、以下の点について伺う。

(1)日常生活圏域を対象にニーズ調査の実施と分析について。

①認知症高齢者の2025年推計。

②生活習慣病の患者数の推計。

③要介護と要支援者の需要予測。

(2)施設サービスと高齢者の住まいについて。

①特養入所者の要介護度別の状況。

②待機者の実数の把握。

(3)認知症高齢者対策について。

①初期集中支援チームの整備運営。

②地域支援推進員の配置。

問 地域包括ケアシステムの構築について

答 構築に向け、第6期介護保険事業計画の策定を進めている

③認知症サポーターやキャラバンメイトの養成の取り組み。

町長(1)①厚生労働省、社会保障・人口問題研究所の推計データに基づき、2025年の本町の認知症高齢者数を推計すると、1132人になる。

②2025年の本町の生活習慣病の患者数は4146人と推計される。

③要介護と要支援者の需要予測は左表のとおり。

要介護・要支援認定者数の推計

	H26年3月末	2025年推計
要介護者	1045人	1591人
要支援者	418人	802人
合計	1463人	2393人
第1号被保険者	7611人	8846人
※認定率	19.2%	27.1%

※認定率＝第1号被保険者（65歳以上）に対しての認定者の割合

(2)①・②特養入所者の要介護度別の状況、待機者の実数は次表のとおり。

特養入所者数および待機者数

	入所者数	待機者数
要介護1	10人	29人
要介護2	25人	48人
要介護3	26人	25人
要介護4	54人	40人
要介護5	64人	26人
要支援	0人	1人
合計	179人	169人

(3)①・②初期集中支援チームは複数の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人と、その家族を訪問し、生活のサポートを行うというもので、地域支援推進員は地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関などをつなぐ連携支援の業務のほか、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを担うものであり、地域医療・介護総合確保推進法で、平成30年4月から取り組むこととされている。今後、モデル事業を参考にし、検討を行いながら、実施に向けて取り組んでいきたいと考えている。

③現在、22人がキャラバンメイトに登録されているが、平成19年度以降、これまで28回にわたり認知症サポーター養成講座に協力してもらっており、1192人の認知症サポーターの養成につながっている。

再質問 徘徊SOSなどの住民ネットワークの取り組みは。高齢者見守りネットワーク事業を推進しているが住民の理解が得られておらず、周知方法の見直しをすべきである。

答 認知症高齢者が徘徊し、行方不明になるケースが全国的に発生している状況下で、町独自のSOSネットワークを構築し、本年10月から運用開始予定。車用のステッカーを作成して、協力事業所の車等に張り、広くこの見守りネットワークのマークが浸透していくように考えており、これからも広く住民の方に伝わるように努めていきたい。



見守りネットワークのステッカー



野原 恵子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



規制緩和による雇用破壊が女性の貧困に拍車をかけている。2011年度全国母子世帯等調査によると、平均年間就労収入は181万円と低く、生活のために複数の仕事を余儀なくされ、母親の健康問題や子育てにも影響を及ぼす状況も起きている。共働き世帯も夫婦ともに非正規のケースが多くなり、貧困世帯が増加している。親世帯の貧困は当然子どもへの貧困につながり、教育・文化などに格差が生じ、貧困の連鎖も生まれている。

(1) 一人親世帯への援助を。
(1) 親への医療費の拡充を。
(2) 年少扶養廃止により税が引き上げられている。国に元に戻すことを求めていくこと。
(2) 保育所の充実を。
(1) 保育時間は朝7時から預けられるように延長保育を。
(2) 乳児保育は生後6カ月から対象になっているが、産休が短い職場では働き続けられない。産休明けからの保育を行うこと。

問 子どもの健やかな成長のために

答 新制度移行後も子どもたちが、健やかに成長できる社会を目指し進めていく

(3) 学童保育所は現在6カ所で実施されているが、特に定員を超えている施設の対策強化を。
① 施設の拡充を。
② 指導員の増員を。
③ 6年生までの受け入れ対策は。

町長

(1) ① 現在、親については入院と指定訪問看護に限る医療費を助成しており、平成25年度の実績では、373人を対象に151万2000円の助成をしている。医療費の負担は家計に影響があるものと推察するが、年々増え続ける医療費に対して、その一部を負担してもらうことも、医療制度を維持し安心して医療を受けられるために必要なことだと考えており、現状の制度を継続していく。
(2) 年少扶養控除とは納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除であり、子ども手当の創設に伴い、平成22年度の税制改正により廃止された。
その後、平成24年3月の児童手当

当法の一部を改正する法律において、子育て支援に係る財政上または税制上の措置等について検討すべき規定が設けられていることから、町としては、今後、国の動向に注視していきたいと考えている。

(2) ① 町立認可保育所の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までの11時間を保育時間としており、現行のとおりに継続していきたい。

② 現在、町の認可保育所では、乳児の成長発達や両親との関係づくりの大切さを考慮するとともに、保育所において安全に保育が行われることに配慮して0歳児の入所を生後6カ月からとしているところであり、一定程度しっかりと成長するまでの期間は、家庭内で育ててもらい、6カ月以上になってから預かるのを今後も基本にしていきたい。

(3) ①・③ 本年7月末日現在で、「つくし学童保育所」は、第2も含めて定員90人に対し139人の在籍状態である。



定員を超えた在籍状態の
つくし学童保育所

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度において国は、学童保育の対象児童を、現行の「おおむね10歳未満である小学校3年生」から「小学校に就学している児童である小学校6年生」までに拡大するとしている。

本町としては基本的に6年生までを対象にする方向で取り組む考えであるが、本町の現状を踏まえた上で、新制度に的確に対応していくためには、施設と指導者の確保を図らなければならないと認識しており、現在、検討を進めている。

② 新制度では、支援単位がおおむね40人以下とされているので、国の基準に沿った指導員の配置を目指すこととしている。



芳滝 仁 議員
(拓政会)



町が出資等を行い、町政と極めて密接な関係を有している財政関与団体の事業について現状の課題と今後の対応を伺う。

(1)幕別町地域振興公社(ゴルフ場)は健全な運営がなされているが、ゴルフ人口の減少が進むことを考える時、町としての協力を強化すべきだろうか。

(2)㈱忠類振興公社(アルコ236・道の駅)の業務改善はどのように進んでいるのか。特に職員待遇の改善・管理の徹底をまず行うべきと考える。町として早急に指導すべきだ。また、忠類インター開通に向けた取り組みも町と一体となって進めるべきだ。

(3)NPO法人まぐべつ町民芸術劇場(百年記念ホール)の一昨年の不適切な運営の処理以後の運営改善について伺う。また、現状の事業運営の評価について伺う。今後、NPO法人を一般財団法人に移行し経営の安定を図るよう指導すべきだと考えるがどうか。

(4)青葉保育所は保護者アンケート

問 財政関与団体に対する町の対応と今後について

答 経営内容等を注視しながら指導や支援を行っていく

を見てもその事業は高く評価されているが、今後の青葉保育所のあり方について伺う。

町長(1)若者のゴルフ離れが進行している中であって、平成7年度の年間入場者数4万6019人をピークに減少傾向にあるが、18年度以降は、ほぼ3万人を維持している。今後においても、町民の財産である株式の資産価値を減耗させることのないよう、札内川ゴルフ場の健全な経営に向け、筆頭株主としての責任を果たしていきたい。

(2)業務改善計画においては、燃料の調達方法の変更をはじめ、職員待遇の改善、温泉熱効率の見直し、新商品の開発など多岐にわたった改善内容が盛り込まれ、自主的な経営改善の促進が図られる内容であると判断したところである。

本年は、開館20周年の年であり、地域との共同によるコンサート開催や、ボランティア応援隊の結成による環境整備など、忠類振興公

社の運営を応援する気運も高まり、7月末現在の売り上げは前年同月と比較して8・2%伸びているほか、経費の削減に努めることにより、このまま順調に推移すれば収支バランスが回復する傾向にあるものと判断している。

アルコ236と道の駅忠類は、幕別町の南玄関口としての観光の核であるとともに、地元経済の牽引役を担っている重要な施設であり、今後も経営の内容を注視しながら指導や支援を行っていく。

教育長(3)運営改善については、就業規則遵守の徹底を図るとともに、事業実施に伴う経費の支払いを口座振替により行うこととしたほか、事業の担当をこれまでの1事業1人担当制を改め、複数の職員がかかわることで相互牽制が作用する体制に改められている。

また、役員及び職員の体制について刷新が図られ、現在は、新たな執行体制のもと、適切に管理・運営されているものと判断しており、今後も、指定管理者として適

切な管理運営を行っていくよう必要な指示をしていきたい。

立場上、法人形態がどうあるべきかは発言できないが、一般財団法人に向けた内部検討をされているということは聞いている。

町長(4)指定管理で社会福祉法人温真会が運営しており、「午後7時までの延長保育」「障害児保育」「病後児保育」などが適正に行われており、「キッズスポーツ」、「キッズサイエンス」などの独自事業も保護者から高く評価されている。

今後は、契約の終期となる平成28年度まで質の高い保育サービスを提供してもらえよう、町と事業者が連携を図りながら協力し、取り組んでいきたい。



科学的好奇心を養う目的で月1回実施「キッズサイエンス」



藤原 孟 議員
(緑政会)



大麻（ヘンプ）は最も古い農作物であり、紀元前8千年前の福井県鳥浜遺跡より縄が出土しているとおり、古来日本人は大麻（ヘンプ）と慣れ親しみ衣服や紙の原料として生活に利用していた。しかし第2次世界大戦の敗戦以降、米国の食料、石油戦略や大麻取締法の制定などで大麻の栽培は免許制となり、以来日本ではマリファナと混同され現在に至っている。北海道では、明治から昭和の戦前まで重要な生産拠点であったが、姿を消してから約70年も過ぎた。ところが最近になり、高橋はるみ知事が道議会で「新たな農作物としての可能性について調査を続ける」と発言、予算200万円が計上され、各所に勉強会が広がってきた。そこで、産業用大麻栽培について伺う。

(1) エネルギー自給型農業の形成になることや、次世代基幹作物としての可能性を探る考えはないか。

(2) 産業用大麻栽培の可能性検討会を町の主導で設置しては。

問

農業用大麻の栽培で十勝農業の母となれ

答

実態を把握し、調査・研究しながら、ゆとりみらい21推進協議会で検討していく

町長

(1)・(2) 大麻は、種子は穀物としての麻の実や食用油などの食用のほか、繊維質は麻織物や住宅用建材などの工業製品原料など、多様な用途に利用されており、栽培方法においても、農薬や化学肥料を低減できることや、生育期間が短いことなど優れた特性を示しており、さらには土壌の浄化作用があり、バイオマス資源としても期待できると聞いている。

道では、本年度から本格的に栽培試験に取り組んでおり、新たな作物としての可能性について調査検討を開始するとともに、上川管内東川町においても、本年から元上川農業試験場長や農業者らが一般社団法人「北海道産業用大麻協会」を設立し研究用免許も取得しており、今後3年から5年間をかけて栽培試験や加工適正についての調査を開始したと聞いている。

町としては、道の研究結果や各地での栽培状況を調査するとともに、まずは、ゆとりみらい21推進協議会の中の指導部会で、新規作



産業用大麻の圃場

物の導入の観点から検討を進めていきたいと考えている。

問

不登校、ひきこもり、ニートを地域の力に

答

道の福祉・介護人材雇用促進事業のさらなる周知を図っていく



道は介護職への就職を探る事業を始めた。地域とのつながりを回復させようとして、アルバイトなど中間的就労の場を作り、後継者難の農工商業界

に埋もれている若い力を活用した。町も新たな実態調査、支援、追跡調査を行うべき。

教育長 道では、今年度、雇用の創出とともに、福祉・介護人材の育成と確保のための事業を実施しており、本事業の周知を図っていきたいと考えている。

本町における不登校児童生徒数は、平成24年度が4校15人、25年度は5校21人であるが、その理由としては、「無気力で何となく学校へ行けない」が最も多く、他には「対人関係の不安」などがある。不登校となった児童生徒へは、学級担任が家庭訪問を継続するほか、心の教室相談員や子どもサポーター等による教育相談を実施するとともに、子どもの交流施設「まつく・ざ・まつく」において学習支援等を行っている。

ひきこもりの調査については、調査の対象世帯が限定できないことやプライバシーの問題もあることから難しいが、道が設置している「北海道ひきこもり成年相談センター」の周知に努めるとともに、関係機関による協議の場の設置など相談体制、支援体制の充実に努めていくとともに、先進事例を調査・研究していきたい。



中橋 友子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)

問 幕別町第3次行政改革について

答 組織機構の見直し、定員管理、職員の意識改革や人材育成に取り組んでいる

問 幕別町行政改革大綱第3次推進計画は平成27年度で最終年となる。スリムで効率的な行政システムの確立等を目標に、昭和62年から国の方針で進められてきた計画であるが、機械的な人員削減、業務の安易な外部委託拡大を生み、行政サービスの低下や、働く人の労働環境悪化が生まれ、官制ワーキングプアの温床になったことは否めない。これまでの行政改革の十分な検証が必要であり、今後の方向を含め、次の点を問う。

- (1) 職員定数の適正管理は行われてきているか、また新採用の考えは。
- (2) 臨時職員の配置と賃金の現状。待遇改善は。
- (3) 時間外勤務の実態と長時間残業の改善。
- (4) 外部委託の現状。
- (5) 組織・機構の見直しは適切か。特にこども課、企画室、監査室の見直しが検討されているがいずれも重要部署である。また自然エネルギー担当者の配置は。

(6) 職員の提案制度は活用されているか。
(7) 改築計画を持つ札内支所の充実をどのように図るか。

町長 (1) 合併時の平成18年4月は274人の職員数であったが、『幕別町定員適正化計画』により平成24年には39人の削減となった。しかし、多様化する住民サービスへの対応や、権限移譲業務の増加のため、昨年度からは退職者数に見合う新採用職員を補充することとし、年齢バランス等も考慮し、適正な採用を実施している。

(2) 本町では嘱託看護師や嘱託保健師、年金業務員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士などの日額臨時職員など、多種多様な雇用形態の日額臨時職員を任用し、平成26年4月1日現在、288人となっている。待遇改善については、保育士や図書館勤務の臨時職員などの日額単価の見直しを行ってきたが、特に保育士の日額単価を来年か再来年に月額に変える必要がある。

臨時職員の賃金の現状

職員区分	平均月額
一般事務補助職員	12万7000円
臨時保育士	14万2000円
嘱託年金業務員	17万2000円
嘱託看護師	20万5000円

あると認識している。

(3) 平成25年度における一人当たりの年間時間外勤務は平均18.9時間で、手当の総支給額は、平成24年度に比べて7%ほど減少している。現在、水曜日をノー残業デーと定め職員周知を図っているほか、札内支所における開庁時間延長のための人員確保に時差出勤制度を実施するなどし、今後は職員の健康管理の観点からも、さらに縮減に努めていきたい。

(4) 現在、町内には、学校、道路、河川を除き296の施設があるが、そのうち指定管理者制度によるものが4施設、民間への業務委託によるものが119施設、運営委員会等の地域に委任しているものが84施設、民設民営化によるものが1施設で、合計で208の施設を外部委託等により管理運営している。それぞれの施設の管理のあり方や経費の縮減、制度導入による住民サービスの向上への期待度など、既に導入している施設の実績などを踏まえた上で、さらに検証していく。

(5) 本年5月に行政改革推進本部設置要綱に基づき、庁舎内に組織機構検討部会を立ち上げ、新たな組織機構の見直しに取りかかっており、来年9月ごろには素案を確定し、パブリックコメントなどを経て、新庁舎における新たな組織機構でのスタートを切りたい。

(6) 平成24年度には1件、25年度には5件、今年度は1件が提案され、7件のうち5件を採用し、つつじコースの草刈り時間の変更やパークゴルフ場のコース案内看板の設置などに取り組んでいる。

(7) 各種相談業務の充実が重要であると考えており、昨年4月から保健師の健康相談日を毎日開催とし、本年4月からは消費者相談業務の従事者および開催日数も拡充した。今後は、役場の組織機構の見直しに合わせ、札内福祉センター改築基本計画の策定の中で、札内支所の組織体制の充実に向け検討を進めていく。



谷口 和弥 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



日本国政府は国連総会で採択されていた「障害者権利条約」に批准したことにより、福祉・教育・雇用・地域生活・政治参加など様々な分野で、障がいに基づく差別を禁止し、平等を促進する立法措置などの推進が求められるようになった。

町においても、平成24年度から平成26年度までの3カ年計画である「幕別町障がい者福祉計画」・「第3期幕別町障がい福祉計画」が策定され実施中である。また、次の3カ年計画である「第4期計画」の策定を開始している。

そこで、以下の点について伺う。

(1)「第3期計画」の実施状況について

①相談支援体制の強化は。

②居宅や施設サービスの基盤整備状況は。

③障害支援区分認定の認定結果や審査会への支援状況は。

④施設入所者の地域生活への移行状況は。

⑤福祉施設利用者の一般就労への

問 障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会に

答 「自立・社会参加・共生」を基本理念に掲げ、各種事業を実施している

移行状況は。

(2)「第4期計画」の策定に向けて①福祉サービス利用者負担の軽減や、医療費・交通費助成を拡大していく考えは。

②町の施設のバリアフリー化に向けての考えは。

③「障害区分認定調査の廃止」、「介護保険優先原則の廃止」を国に求めていく考えは。

町長 (1)①相談支援事業所につ

いては平成23年度の2カ所から、現在は、町担当窓口をはじめ、町内の相談支援事業所4カ所と十勝障害者総合相談支援センターの合計6カ所に増加している。加えて、「幕別町自立支援協議会」の相談支援部会を毎月開催し、よりの確な相談支援ができるよう努めている。

②障がい福祉サービス事業所の増加やグループホームの整備などに伴い、訪問系サービスや日中活動系サービス、グループホームなどの利用実績が伸びており、基盤整

備は着実に進んでいる。

③認定審査は、80の調査項目と精神障がいの機能評価や身体の麻痺状況による第1次判定の結果と特記事項、主治医意見書に基づき審査を行い、第2次判定として「障害支援区分」の認定をしているところである。なお、認定審査会は月1回の開催で、審査会委員との連絡調整に配慮し、適正に運営している。

④現計画は計画時の施設入所者72人を26年度末までに63人とする計画であったが、現在は61人であり、既に目標を達成している。

⑤本町では、就労移行支援事業や就労継続支援事業、職場体験事業などを通じて、障がいのある人の一般就労への移行を目指しているが、目標値の12人に対し、平成25年度末までに10人が移行した。

(2)①本町では地域生活支援事業の利用者負担を100分の5に軽減している。重度心身障害者医療費助成制度については、北海道医療給付事業と連携し実施している。



バリアフリー化を図る
あかしや南近隣センター

交通費の助成について、腎臓機能障がい者や特定疾患患者等の通院などに対して助成を実施している。今後も現行制度を継続していくことを基本に考えている。

②新たに整備する公共施設については、ユニバーサルデザイン(すべての人が利用しやすい)の視点に立った整備に努めており、建設中の新庁舎も、オストメイト対応の多機能トイレの配置をはじめ、通路も車いす対応に配慮している。また、本年度改修予定のあかしや南近隣センターはバリアフリー化を図ることとしている。

③所要の見直しがされるものと認識しており、今後の国の動向を注視していきたい。



東口 隆弘
(政清会) 議員



幕別町では、札内地区の宅地造成による転入者増や、定住施策の効果などにより、人口は微増であるが、人口に占める14歳以下の割合が近隣2町に比べると低いなど懸念される材料も少なくない。

将来を見据えた人口減少、少子化対策に向けたビジョンを掲げ、他自治体との違いを打ち出し、積極的な施策を講ずる必要があると思う。以下、伺う。

- (1) 義務教育までの医療費無料化について。
- (2) 第2子、第3子以降の保育料や給食費の減免など、出生数増加に対する方策について。
- (3) 不妊症対策について。
- (4) 子ども、子育て支援新制度の実施に向けた取組内容について。

町長 (1) 本町では、平成23年10月から、子どもを産み育てる環境の整備を図ることを目的に、町独自の施策として小学校卒業までの医療費の無料化を実施しており、

問 人口減少、少子化対策に向けた取組について
答 プロジェクトチームを庁内に設置し、検討を進めている

多くの方から評価を受けている。

十勝管内における中学校卒業までの医療費助成の状況は、現時点で、中学校卒業まで助成しているところが14町村であり、そのうち10町村が所得制限を設けず全額助成、3町が非課税世帯のみ全額助成、1町が入院のみ全額助成している。

医療費助成制度の拡大化は、少子高齢社会において、子育て支援策として有用なものであると認識しており、今後も検討を続けていきたい。

- (2) 常設の認可保育所の保育料は、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所に入所している場合等においては、最年長の児童が全額、2番目の児童が半額、3番目以降の児童が無料と定めている。

また、へき地保育所の保育料について、幕別地区の5カ所のへき地保育所では、2人目以降が半額、忠類へき地保育所では、2人目以降が3分の2の額と定めており、今後も保育料の軽減措置を継続し

ていきたいと考えている。

学校給食の運営に係る経費については、平成21年度以降、地産地消を推進するため、町独自の施策として1食当たり3円の地場産食材料費を町が助成していたが、平成26年度の給食費改定の際に8円に増額し、保護者の負担軽減を図っているところである。

- (3) 北海道の助成事業と歩調を合わせて取り組んできており、特定不妊治療に要する費用に対して、北海道が1回当たり15万円を限度として助成し、さらに町独自の上乘せ助成として平成18年度からは1回当たり5万円を上限として、23年度からは7万5000円に増額して取り組んできたところであり、これまで延べ65人の方に対し助成を行っている。

- (4) 幕別町次世代育成支援対策地域協議会にて意見等をもらいながら、新制度に的確に対応すべく「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の策定などを進めている。進捗状況については、保育の必要性の認

定に関する基準を初めとした4本の条例案を第3回定例会に提案したところであり、地域子ども・子育て支援事業、保育料、支援事業計画などについては、現在、検討中である。

再質問 人口減少、少子化対策は今日始めれば、明日効果が出る様なものではないが、早く取り組みれば効果がでる可能性がある。この町に生まれ育って良かった、これからこの町で暮らしたいと思う町を目指す事が大切と思うが伺う。

答 同じ思いであり、人口減少対策を斬新な発想で検討するため、若手職員で構成するプロジェクトチームを庁内に設置した。



人口減少対策に取り組む十勝総合振興局と町プロジェクトチームとの情報交換会



田口 廣之
議員
(風)



わが国では、地震や風水害など、近年、異常気象等により増加傾向にあり、東日本大震災等、大規模な災害も発生している。そうしたとき、要員の動員力や即時対応性、地域密着性のある消防団に大きな役割があると考え

る。しかし、近年、全国で消防団員が年々減少傾向にあり、本町においても慢性的に消防団員の不足が続いていると聞いている。

平成25年11月に総務大臣は、減り続ける消防団員確保のため、地方自治体に対して地方公務員の入団促進等について要請したと聞いているが、次の点について伺う。

忠類分団団員となっている町職員の現状と災害発生時における身分的対応の考え方は。

町長 幕別消防団忠類分団には合併前の忠類村の時代から、消防団員のなり手が少ないため、職員が消防団に入団しており、合併後の現在も引き続き、忠類地区在住

問 消防団員の確保について

答 町職員は本来業務との関連などの課題があるが、機会を捉えて周知を図っていききたい

の町職員が忠類分団団員として従事しており、9月1日現在で、10人が入団している。

町職員と消防団員との身分的關係については、出勤の態様が平日や休日、勤務時間の内外などさまざまな場合が想定されるが、通常時の訓練等が勤務時間内に行われる場合においては、職務に支障のない限りにおいて、職務専念義務免除の承認を行い、参加している。

しかし、災害などの非常事態では、町職員は対策本部の一員として職務に当たらなければならない場合があること、また、火災発生時に重要な職務についていた場合、その場を離れて団員として行動することが困難な場合など、常に公務を担っているという特殊な事情もあることから、そのときの状況によって、判断している。

職員の意向や本来業務など課題は多いが、地域住民の理解や災害対応能力の向上につながることから、機会を捉えて周知していききたい。



消防団の演習の様子

問 災害時における連絡方法について

答 特設公衆電話設置やタクシー団体との協定を検討、協議する



東日本大震災の時、携帯電話をはじめ通信網が寸断され災害状況の連絡ができなくなりました。消防救急無線がデジタル化になる事で、町内の災害時の各所への通信方法について伺う。

(1)避難所と、対策本部との連絡方法は。
(2)タクシー無線を含む各協力機関

との連絡方法は。

町長 (1)固定電話や携帯電話を基本としているが、大きな災害時には、それらの通信手段が通信規制等により利用できなくなる場合が想定されることから、今年度、

衛星回線を利用する衛星電話を3台導入した。また、今後安定的に通信手段を確保する方策として、各避難所に、停電時においても回線が通じている限り災害時に優先して通信が確保できる「特設公衆電話」の設置についても現在検討しており、それらさまざまな手法により避難所との連絡手段を確保していきたい。

(2)神奈川県開成町、埼玉県上尾市、高知県中土佐町の1市2町と災害時における防災協定を締結しているほか、北海道、道内市町村、町内郵便局や民間団体などと物資の提供や避難者の受け入れ、情報の提供等について、合わせて39件の協定を締結している。

タクシー業界との協定は、現在、締結していないが、災害時の通信手段の確保や災害現場の情報把握に有効な手段であると考えられることから、今後、町内のタクシー会社を初め、管内のタクシー団体と協定の締結に向け協議をしていきたいと考えている。